

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	不法輸入された特定有害廃棄物等貨物の仮陸揚げ行為の特例に関する輸出規制の見直しに係る事前評価書	
担当部局	経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易管理課 電話番号:03-3501-0538 e-mail: bouekikanri-pb-1@meti.go.jp	
評価実施時期	平成29年9月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(1)規制の目的 我が国が締結した条約その他の国際約束により輸出管理が求められる貨物の輸出については、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)に基づき経済産業大臣の承認を受けることを必要としており、条約で求められている輸出規制を実施することにより、我が国経済の健全な発展に寄与することを目的としている。有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約(平成5年条約第7号。以下「バーゼル条約」という。)の国内担保法である特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。)に基づき、特定有害廃棄物等の輸出や仮陸揚げ状態の当該貨物を輸出する場合には、外為法の経済産業大臣の承認を要することとしている。</p> <p>(2)規制の内容 不正に輸入された仮陸揚げ状態の特定有害廃棄物等について、バーゼル条約第8条(再輸入の義務)及び第9条2(不法取引)に基づき、輸出の承認を経ずに輸出国側へ返還できるようにするため、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。)第4条第2項第1号の仮陸揚げ貨物である特定有害廃棄物等の一部について特例対象(承認不要)とする改正を行う。</p> <p>(3)規制の必要性 近年、再生資源の国際取引の増大に伴い、規制開始当初にはあまり想定されなかった、意図せず特定有害廃棄物等が混入した貨物が輸入される事例が発生していることを受け、今般、バーゼル法における規制の在り方等について、産業構造審議会・中央環境審議会下位の専門WG等による合同会議(以下「合同WG」という。)(※)の議論も踏まえ、バーゼル条約の適切な履行及び輸出手続簡素化の観点から、輸出規制について見直すこととした。 ※中央環境審議会循環型社会部会特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会及び産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会有害廃棄物等越境移動ワーキンググループによる合同会議</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	<ul style="list-style-type: none"> ○外為法第48条第3項 ○輸出令第2条第1項、第4条第2項 ○輸出令別表第2
想定される代替案	今回の措置は、国際条約との制度調和の観点から規制緩和を行うものであり、従来の規制手法等の枠組みそのものには及んでいない。そのため、代替案は検討しない。	
規制の費用	費用の要素	
	(遵守費用)	○特になし。
	(行政費用)	○輸出国側への通報事務コスト増
	(その他の社会的費用)	○責のない輸入者が仮陸揚げ貨物を保税地域において保管する倉庫代や国内で処理する費用の削減

規制の便益	便益の要素
	<p>企業等に対して以下の便益が発生。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○承認申請手続に係る作業コストの軽減 ○行政機関とのやりとりの事務コスト削減
	<p>国民(消費者・一般事業者)に対して以下の便益が発生。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不法に輸入された特定有害廃棄物等を日本で処理することが減り、環境保全につながる。
	<p>行政機関(輸出規制の審査・検査業務等を行う部局等)に対して以下の便益が発生。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際的な制度調和により、我が国経済の健全な発展に寄与する。 ○速やかな返還により、長期間保税地域に置かれる場合の貨物確認の事務コスト削減
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>上記分析のとおり、今般の輸出規制措置廃止については、輸出規制品目の削除といった規制緩和措置となっており、事務コストの軽減等の便益があり、更に行政機関(輸出規制の審査業務等を行う部局等)にとっても審査業務等が不要となるという便益がある。一方、行政機関については、本改正に係る関係業界への周知業務が発生するが、その費用は限定的なものと考えられる。これらを踏まえ、便益が費用を上回ることから、本改正案を導入することは妥当であるといえる。</p>
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>バーゼル法における規制の在り方等について、合同WGにおいて、バーゼル条約及びバーゼル法に反して本邦に到着した特定有害廃棄物等を送付元へ返還する場合には外為法の輸出承認を不要とすべき旨の報告書が取りまとめられた。</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>バーゼル法の見直しに併せて対応していく予定である。(5年以内を目途)</p>
<p>備考</p>	